町田市自動体外式除細動器(AED)貸出事務取扱要領

第1　趣旨

この要領は、スポーツ競技その他の行事において、心臓機能停止に陥った参加者等に早期除細動を行う事態に備えるため、当該行事を主催する団体に対する自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の貸出しの事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

第2　貸出しの対象者

AEDの貸出しを受けることができる者は、市民が参加するスポーツ競技その他の行事(営利を目的とするものを除く。)を開催する町内会・自治会その他の市内で活動する団体とする。

第3　貸出しの要件

AEDの貸出しを受けようとする者は、医師、看護師、保健師、救急救命士又は救命講習(AEDの操作方法を含む。)を修了した者を当該行事の期間中会場に配置しなければならない。

第4　貸出しの期間

貸出しの期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。

第5　貸出しの申込み

貸出しを受けようとする者は、貸出日の2か月前から7日前までに町田市自動体外式除細動器(AED)貸出申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

第6　貸出しの承認

市長は、第5に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、町田市自動体外式除細動器(AED)貸出承認(不承認)通知書(第2号様式)により、当該申込者に通知する。

第7　遵守事項

1　AEDの貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、借り受けたAEDを常に良

好な状態で管理しなければならない。

2　借受者は、借り受けたAEDを承認を受けた目的以外に使用してはならない。

3　借受者は、借り受けたAEDを転貸し、又は譲渡してはならない。

第8　承認の取消し

市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取り消し、AEDを返還させることができる。

(1)　第7第2項又は第3項の規定に違反したとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

第9　費用負担

AEDの貸出料は、無料とする。ただし、貸出しに伴う運搬及び設置に要する費用は、借受者の負担とする。

第10　返却等

借受者は、貸出期間の満了日までに、指定された場所にAEDを返却し、かつ、町田市自動体外式除細動器(AED)使用報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

第11　損害賠償

借受者は、借り受けたAEDを紛失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

第12　補則

この要領に定めるもののほか、AEDの貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、2007年7月1日から施行する。

附　則

この要領は、2012年4月1日から適用する。